

むつみ居宅介護支援事業所

介護保険に関すること、要介護認定の申請、福祉相談など、在宅での生活に関するさまざまなことを、担当の介護支援専門員がみなさんと一緒に考えます。

利用者さまの選択のもと、介護保険サービスや市町サービスなどを利用し、「自分らしい在宅生活」が送れるよう総合的な介護サービスの提供を支援します。

居宅介護支援サービスの利用手順

相談受付

ご自宅や病院などご本人のところに介護支援専門員が訪問します。

介護保険の申請代行

ご本人や家族に代わって、お住まいの市役所、町役場に介護保険の認定のための申請をします。また、心身の状態の変化に合わせて、要介護の変更申請も行います。

介護サービス計画の作成

ご本人やご家族と相談しながら、利用する介護保険サービス提供事業所等と連絡調整し作成します。

(計画作成について利用者負担はありません)

介護サービス計画に基づいたサービスの利用開始

それぞれ介護保険サービスの利用状況を毎月の終わりに確認します。

必要に応じたサービス計画の変更

ご本人の心身の状態の変化、ご家族や住環境の変化に応じて計画の変更を行います。